

## 鳥取県私立学校協会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県私立学校協会補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、一般社団法人鳥取県私立学校協会(以下「協会」という。)が県内の私立の高等学校、中学校、幼稚園、認定こども園、専修学校及び各種学校の教職員の資質向上のために行う教職員研修、教育研究等並びに県内の私立の専修学校の理解促進のために行う合同進学相談会の円滑な実施に資することにより、私立学校の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、協会が行う県内の私立の高等学校、中学校、幼稚園、認定こども園、専修学校及び各種学校の教職員研修、教育研究等の教育振興事業並びに県内の私立の専修学校の合同進学相談会開催事業(以下「補助事業」という。)について、協会に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の額に2分の1を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第3号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会員名簿及び役員名簿

(2) 定款

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として60日を経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額(※)を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係

る変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月18日から施行し、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月10日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
教育振興事業	講師謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、研修参加負担金、 ※当該年度支出分を対象
合同進学相談会 開催事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料 ※当該年度支出分を対象

年度鳥取県私立学校協会補助事業計画書（報告書）

1 事業計画書（報告書）

（単位：円）

補助事業名	期日	場所	対象人員	事業内容	事業費	左の明細	財源区分	
							協会財源	県補助金
I 教育振興事業								
II 合同進学相談 会開催事業								

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度私立学校協会補助事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （差引）
計			

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （差引）
計			

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県私立学校協会補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県私立学校協会補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県私立学校協会補助金交付要綱（平成11年8月18日付総第741号総務部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職氏名

印

年度鳥取県私立学校協会補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった標記補助金について、鳥取県私立学校協会補助金交付要綱第7条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                                       |   |   |
|---|-------------------------------------------------------|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額<br>( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)      | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)        | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額                           | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額 $(3 - 2) \times$ 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |